

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內 東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 (三 月 五 月 十 月 一 月) 發 行

東 亞 經 濟 論 叢

第 三 卷 第 一 號

昭 和 十 八 年 二 月

イギリスの支那進出と重商主義……………	經濟學博士 高垣寅次郎
唐代民間に於ける度量器使用習慣の 實情と布帛測定尺の一實例……………	文學博士 那波利貞
東印度外國商業の特質……………	經濟學博士 日崎憲司
唐代の貨幣思想……………	經濟學士 穗積文雄
中國紡績事業の性格と 日華經營の對立……………	經濟學士 西藤雅夫
支那製絲業の生産形態……………	經濟學士 堀江英一
支那紡績勞働力の質的吟味……………	經濟學士 岡部利良

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

唐代民間に於ける度量器使用習慣の 實情と布帛測定尺の一實例 (一)

那 波 利 貞

度量衡の統一が一國の政治・經濟・社會の各生活上に於ける一の重要なる基礎的要素たるは喩々の贅言を須たざることにして、古今東西の諸國の統治者が皆之れが統一を重視して種々苦心せることは東西の歴史の示す如くである。支那に於ても亦歷朝の政府これを重要視して種々法令を發布してその統一を計りて居るが、本來度量衡は民間に於ける自然發生的便宜的測量習慣に淵源し、周代特に春秋・戰國時代の支那に於ては國々・地方地方に於てその標準を異にしたものが行はれたから、秦の始皇帝がその二十六年皇紀 四四〇年 西紀前二二一年に六國を併合統一するや、中央集權政治の樹立には之れが統一の喫緊事業たるを覺り、支那としては空前の事なる度量衡統一に積極的努力を傾注したのである。司馬遷の『史記』卷六、秦始皇本紀、二十六年の條に

一、法度量衡石丈尺。車同軌。書同文字。

とあり、また土中より發見せられ居る秦代の根本史料即ち秦代に度量衡統一を宣せる詔を刻書して量器に釘を

唐代民間に於ける度量器使用習慣の實情と布帛測定尺の一實例

第三卷

二九

第一號

二九

以て添付せしめたる銅板や、該詔を刻せる衡器の權即ち分銅を見ると何れも

廿六年。皇帝盡并兼天下諸侯。黔首大安。立號爲皇帝。乃詔丞相狀縮。鑿度量則不壹歟疑者皆明壹之。

と謂ふ度量衡統一命令の詔即ち法律文が明白に記されてある。秦の始皇帝は支那空前の劃紀的英主で熱意充滿し、その命ずる所はその實踐を期したのであること秋毫も疑ふべきでないが、支那國民性は儒綏を以て知らるる通り、理想と實行とが常に乖離するのが普通の現象で、假令始皇以後に秦朝が相當長年間繼續し得たとしても果して始皇帝の此の度量衡統一が如何ばかり普遍的に支那全土に實現し得たるかは疑問であらうと思ふ。また度量衡の統一即ち標準の度量衡を一定するが如きことは、その事の性質上、單に新に理論的に考案したる空前の新標準を規定し、一片の法令を以て之を天下に公布して直に強制的に國家民衆に勵行せしめむと企圖しても、それは到底民間の一般的遵行實現を期し得られざること、これは如何しても從來永く民間に於て傳統的習慣的に慣行せられて來て居る標準の區々たる各種の度量衡の中より、その最も廣範圍に普遍的に慣行せられて一般民衆の間に於て便なりと稱せられて來てゐる種の標準のものを採用して以て法定標準度量衡と定め、愈々その慣行地域を天下に擴充せしめるより他に良い方法は無いから、秦の始皇帝如何に劃紀獨創の人物なりとは雖も、必ずや斯様な見地に立脚して標準度量衡を法定し、之を天下に強制普及して以てその統一を計り、政治・經濟・社會の諸生活の便に資せむと計りたるものに相違なからうと思ふ。始皇の法定したる種々の稱號を見ても空前のものは殆ど見當らず、只一般的に慣用せられてゐた朕・宮・勅などを君主の專用語と法定して一般民衆のその慣用を嚴禁したまでであることは、以て度量衡の法定標準制定に對する始皇の態度心境を類推する參攷現象であらう。し

かし始皇の度量衡統一事業は秦朝の運命の比較的短命なりし爲、その幾部分をも實現し得ずして已んだのである。

二

度量衡の中、茲に問題とせる支那の度即ち物品の長さを測定する度尺は大體二種に分類して考察せなければならぬ。度尺には本來種類は無くして或る基準より考案したる一尺の長さは常に等長であらねばならぬ筈のものであるが、その實際使用上より見るとこれに二種あることは掩ふべからざる事實であつて、其の然る所以のものは基準の淵源を異にするが爲であらうと思ふ。即ち其の第一種は器物布帛類を測るに使用するものにして、其の第二種は道路や地の面積を測るに使用するものである。前者は所謂布帛尺・裁縫尺・裁尺にして後者は所謂地積尺である。

第一種の器物布帛を測る度尺のことは『大戴禮』玉言篇に

布指知寸。布手知尺。舒肘知尋。十尋而索。

とあり、寸・尺・尋の度は何れも人の手や肘を布ばして得らるる所の長さを基準として定めたる度名なるを知る。これ猶ほ皇國に於て弓の長さを示す十五束が掌の十五握を列ねたる計算法に緣由すると一般である。然かれども人體には自らなる長短肥瘦あり、甲人の布ばして得る一寸・一尺と乙人のそれとは必ずしも常に精密には等しくはない。それ故一尺・一尋の長さの學術的に精密に一定せぬのは自然の歸趨にして、先づ大體的標準尺度を示し得るに過ぎぬ。前漢末・後漢初期の交の人なる楊雄の『輜軒使者絶代語釋別國方言』に尋の稱に就きて

唐代民間に於ける度器使用習慣の實情と布帛測定尺の一實例

第三卷

三一

第一號

三一

尋。長也。海岱大野之間曰尋。自關而西。秦晉梁益之間。凡物長謂之尋。周官之法。度廣爲尋。

とあるが、此の尋など稱する尺度は甚だ動搖性多く、不安定性・不精確性の強いものである。大體の長さは人が兩肘を舒ばしたる長さであるから略ぼ定りてゐるが、嚴密には一定して居らず、古より一尋は八尺なりと謂ひ馴らされてゐるが、また七尺一尋の説も傳へられてゐる。これは尋の實長の嚴密に一定して居らぬ上に、尺の實長がまた一定して居らぬ爲、相互的に動搖性が多くして、結局一を以て他を論定し得ざる關係に在る。尋を基として尺を見むとしても、兩肘を舒ばしたる長さは、人體の長短大小に據りて多少の差異あり、百尋千尋の長さに於ては此の差が積りて莫大なる差を生じて來る。此等の異説の存在は要するに古代に地方的習慣の區々たりしことを示すものにして、必ずしも八尺一尋説が絶対に正しくして、その他の異説が絶対に誤謬なりとは斷ぜられず、古代の民間の習慣上より謂へば各説共に正しくして並存し得る筈である。尋の不精確さは猶ほ皇國古代に於て「ヒロ」が不精確ながらも、大體一定の長さを以て度尺の習慣的標準たりしと相擇ばぬ。所詮大體的度尺の標準たるに過ぎぬ。

第二種の道路や土地の面積を測る度尺のことも『大戴禮』王言篇に見えて

百步而堵。三百步而里。千步而井。三井而句烈。三句烈而距。

とあり、人體の歩幅に據りて得らるる長さを基準として其の度名を定むるのである。而して歩とは、『增訂漢魏叢書』八十六種本の第十八冊に收むる漢の孔鮒の『小爾雅』に説明して

跬一舉足也。倍跬謂之步。

とあれば支那にては皇國現代の習俗に所謂一足を跬と謂ひ、二足を歩と謂ひしを知るべく、一步とは皇國現行の俗の二足の踏む幅である。此の歩に就いて『史記』卷六、始皇本紀、二十六年の條には六尺を以て一步と定むとあれば、先秦時代一般に一步を六尺に計算する習俗の行はれるを知るべきであるが、『禮記』王制篇には異説を傳へて次の如くある。曰く

古者以周尺八尺爲步。今以周尺六尺四寸爲步

右は歩幅に變化無くして度尺一尺の長さが動いた様にも解せらるるが、同じく周尺を誦うてゐることより見ると、尺の實長は動かすして歩幅の方が短くなりしものと考定せなければならず、しかも『管子』や『司馬法』を通覽すると六尺を以て一步とすることが見えて居り、傳へらるる諸説は區々である。此の際二跬一步の長さが一定不動のものならば、それより計算して周尺一尺の實長を知り得られ、周尺一尺の長さが一定不動のものならば同じくそれより計算して一步の實長を知り得らるる筈であるが、嘗に周尺一尺の長さの精確ならざるのみならず且つ不分明であり、また二跬一步の幅員が人の歩に由來する爲人體の身長の長短に據りて歩幅の動搖性強く、歩よりする一尺の長さも亦甚だ不精確なものと爲つて來る。

之を要するに支那古代の尺度は布帛類測定のものも距離・地積測定のものも共に人體の指・手・肘や歩幅に淵源する民間日常の便宜的習慣的約束に起原するものをその古きものと見るべきで、『漢書』卷二十一上、律歷志上篇に見ゆるが如き樂律の黃鐘の律管の管長九寸を基準とすると謂ふ度尺起原説は、前者よりも稍遅れて人智の餘程進歩したる時代に考案立説したるものではなからうかと考察せられる。何とならば前者が比較的通俗的習

慣的實用的非知識的臭味濃厚なるに對して、後者が比較的理論的數學的學術的知識的臭味濃厚なるを覺ゆるが爲である。

支那の度尺の淵源を第一種・第二種共に人體の指・手・肘や歩幅に在ると見る時は、人體の長短大小の異なり時代の異なり、地域の異なるに隨ひて、種々標準を異にする尺度が習慣的に發生せしこと推想に難からず、しかも此等が民間に於て傳統的に慣行せられて普及力を生じ、長年月を經過する間に牢固たる立脚地を樹立する結果は、帝王の一片の法令では到底これを支配することは出來ぬ。故に常に秦の始皇帝のみならず、歷朝の君主が尺度を一定して法的統一を爲さむとするに當りては、常に此等各種の民間に慣行せらるる度尺の中より、比較的妥當便利にして割合に廣い地域の民衆間に慣行せらるる標準尺度を擇びて法定標準尺度と公定し以て國政の執行上に用ふるが、或は古代を尊崇する支那民族性より古尺度を考覈復原して之を法定度尺とするかの何れかなのであることは歴史事實の示す所で、唐朝政府は即ち後者の方針を以て周尺の復興を致したのである。政府の法定標準度尺が定まると、例せば布帛絹繩を以てする賦税の收納の際などに、必ず此の法定尺度を以てして所定の長さの布帛を上納せしめ、異種の尺度を以てしては之を許さざりし譯である。『大唐六典』卷三、戶部郎中員外郎の條に、郷土の産する所に隨ひて調として納めしむる綾絹繩は各二丈、布は五分の一を加ふとある。此の際の二丈は唐の法定布帛測定尺を以てせしめしものであること考證する迄もなからう。

然かれども法定標準の度尺は首都を中心とする一定地域内とか、地方に於ても官民間の收支關係とか、官場に於ける習慣とかに於ては或る程度まで遵守せられて實行せられたれども、地方民間に於ける民衆相互間の買賣取

引・貸借契約・收支計算などに於ては依然として傳統的勢力の存する種々な習慣的度量尺が行はれたること想像に難からず、歷朝政府の度量尺の法定にも亦時勢に應じて便宜的な民間通行の度量尺の一を採りて以て法定標準度量尺と定めるものがあつたのであつたから、王朝を累ね、時代を經過する間には、自ら民間に於て有力なる各種の尺度制の存在を出現することと爲る。『隋書』卷十六、律歷志上、律直目の條の審度の項に列記せらるる晉前尺・晉田父玉尺・梁表尺・漢官尺・杜夔調律尺・晉後尺・後魏前尺・後魏中尺・後魏後尺・後周市尺・隋開皇官尺・東魏尺・蔡邕銅籥尺・宋氏尺・錢樂渾天儀尺・後周尺・隋高竇常律呂水尺・趙劉曜渾天儀土圭尺・梁朝俗間尺の各種は何れも少しづつの差のある度量尺にして、皆是れ斯くの如くにして西晋より五胡・南北朝時代を経て隋代に至る迄の約三百年間に發生慣行せられたる度量尺である譯である。此等は同じ一尺の數値であつても、その各々の實の長さは微妙ながらそれ／＼差のあるもので、しかも法定標準度量尺勳行の圈外に於て、猶ほ相當の慣用勢力を潛藏してゐた。

三

唐代に於ける法定標準度量尺の基準は、『大唐六典』卷三、尙書戶部の條の金部郎中員外郎の項に明示されてゐて凡度以北方秬黍中者一黍之廣爲分。十分爲寸。十寸爲尺。一尺二寸爲大尺。十尺爲丈。

とあり、さすがに人智の進歩したる時代だけに、其の標準基礎を通俗的習慣的實用的非知識的なる人體の指・手・肘・歩幅などに置く見地を取らず、『漢書』律歷志所見以來の理論的數學的學術的知識的なる見地に立ちて之を定めて居る。此の見地に立たざれば政府の權威を示し難く、また事實一般民衆を歸服せしめ得ざりしものと考

察せられる。然かれども此の北方支那所産の秬黍コトシの穀實にも産地の異なるに隨ひて多少の大小の差あり、その中なる者即ち過大にも過小にも非ざる普通平均的なものを取ると謂つても、これ亦學術的には必ずしも等しからざるなれば、略ぼ大體的な尺度は此の方法を以てして定め得られても、學術的に數理的に精密なる一定不動の法定尺度を常に得られる筈のものではない。普通の秬黍の穀實九十粒を、連續一直線に連ねて常に正確なる九寸の長さ、黃鐘の律管の長さとする事は期待出來ぬ。『大唐六典』に斯くあるからと謂つて、今日山西省邊にて收穫せる秬黍の中の者を取りて之を實驗測定しても、決して學術的な基礎的研究ともなるべき不磨の鐵案を得らるる筈の無いことである。只秬黍の事は『漢書』卷二十一上、律歷志上篇に

度者。分寸尺丈引也。所以度長短也。本起黃鐘之長。以子穀秬黍中者一黍之廣度之。九十分黃鐘之長。一爲一分。十分爲寸。十寸爲尺。十尺爲丈。十丈爲引。而五度審矣。其法用銅高一寸廣二寸長一丈。而分寸尺丈存焉。用竹爲引。高一尺廣六分長十丈。其方法矩。高廣之數。陰陽之象也。

とある通り、黃鐘の律管の長さとその長さを秬黍の穀實九十粒を以て符合せしむることが、法定標準尺度を定むる理論として相當古代より傳統的信仰的に尊重せられ來れるのみならず、此の方法を以てしても大體の尺度標準は立て得られ、且つは人體の指・手・肘などを以てするものよりも比較的誤差發生の僅少なるを以て、さては進歩せる人心に納得を與ふる理論的數學的方法なる爲、唐政府に於て之を以て法定標準尺度を理論づけて決定する基準として法令の文に謳ひたるものであらう。しかもその實際に於ては『漢書』律歷志所見の方法に據りて恰も秬黍の穀實九十粒の連續が黃鐘の律管九寸の長さに合致する様に都合よく消長附會せしめて以て朝廷に於て法定標準尺度を製作して之を太府寺に管理寶藏せしめ、その副器を多數製作して之を州縣官署にも管理寶藏せし

め、若し論者ありて秬黍の實九十五粒を列ぬるに非ずんば法定の九寸に合致せぬと反駁上言する者ありても、それは適當妥當なる秬黍實に依らざるものと論駁却下して、専ら太府寺管理寶藏の法定儀器に據らしめたるものであらう。結局秬黍の穀實のことを法定標準度尺制定の方法の中に加ふるは、農は國の本なりと謂ふ考を尺度の中に含ましめむとする考に出づるものにして、黃鐘の律管の長さのみによりても、法定標準度尺は決定し得る筈である。

斯くして一度決定製作して太府寺に管理寶藏せしめたる度器——これは量器も衡器も同じことであるが——は絶對的權威あるものとして尊重せられ、天下の度器の儀器として絶對の法的價值を有した。天下通行の度器は悉く之に法らざるべからず、其の證據は『大唐六典』卷二十、太府寺主簿の條に

凡官私斗秤量尺。毎年八月。詣寺校印署。無或差謬。然後聽用之。

とあり、更に宋の王溥の『唐會要』卷六十六、太府寺の條にはその歴史的緣由を詳細に記して次の諸項を開列してある。

武德八年西紀二八六年九月勅。諸州斗秤。經太府較之。

開元九年西紀七三八年勅格。……京諸司及諸州。各給秤尺及五尺度斗升合等樣。皆銅爲之。關市令。諸官私斗尺秤度。毎年

八月。詣金部太府寺平較。不在京者。詣所在州縣平較。並印署。然後聽用。

大曆十年西紀七三五三月二十二日勅。自今以後。應付行用斗秤尺。准式取太府寺較印。然後行用。

太和五年西紀八三一年八月。太府奏。斗秤舊印。本是眞書。近日以來。假偽轉甚。今請省寺各撰新印。改篆文。勅旨。

宜依。

唐代官私行用の度器は量衡器と等しく、毎年一回八月に、京師に於ては太府寺の金部に於て、地方に於ては州

唐代民間に於ける度器使用習慣の實情と布帛測定尺の一實例

第三卷

三七

第一號

三七

縣官署に於て、それ／＼備へ附けある法定標準度量尺儀器と比較検査して其の正否・適否を決定し、その使用の可否を定めたのである。

斯く標準度量器の法定・一般民間使用の度量器の検査勸行は、一面に於ては政治施行上・經濟生活上・社會生活上の必要より尺度を統一して國家・社會生活の便に資せむとする明瞭なる目的達成の爲なるは申す迄もないが、他面に於ては基準を異にせる各種の政府非公認の度量器が盛に民間に製作使用せられてゐたことを示すものにして、同じ一尺にても長短區々たる度量器の横行を以て民間に不正なる買賣取引・貸借契約が行はれて動ともすれば紛争を生じ、施きて國家・社會生活の秩序を紊亂するのを防止せむとする目的の爲でもあつた。標準度量器を法律的に制定しても度量器の製造頒布方法を政府にて獨占せずして、之を民間の自由なる製作販賣に放任すれば如何しても法定標準度量器以外の各種の度量器が現はれて來る。即ち長い間傳統的習慣的に民衆の間に使ひ馴らされてゐる各種の度量器は其の潜在普及力驚くべきものありて、到底一法令を以て劃然として之を廢止し得ざるが故である。唐政府の法定標準度量器勸行の方法は單に叙上の如き一年一回の検査程度のものにして、民間製作販賣度量器の販賣前に於ける検査施行は申す迄もなく、政府にて天下頒布の度量器を悉く官製と爲すことを行ふて居らぬのであるから非法度量器の民間に於ける慣行は如何しても絶滅せぬ譯である。然かれば一丈の布帛にても甲種の非法度量器を以てすれば正しく一丈ありても法定標準度量器を以て測れば九尺八寸しかない場合が起る。また之を乙種の非法度量器を以て測れば一丈二尺となることもある。しかも甲乙兩種とも何れも前代以來の傳統的習慣的度量器なれば、政府の法定標準度量器より觀れば不正度量器であるが、使ひ馴れて來て居る民衆より觀れば必ずしも不正度量器なりと

は考へられず、傳統習慣上當然の事と考へて之を使用する。それ故假に布帛絹綾絁を賃借する場合に、その一尺の實長の長い甲種の非法定の民間慣用度量器を以て五丈を借り、その返済の際にその一尺の實長の短い乙種の非公認の民間慣用度量器を以て返却すれば、借用者はその差額だけの利得を獲ることとなる。利己主義の強い不正なる商賈や老獪なる借主は傳統的习惯を口實として此の種の不正行爲を敢て爲し、所在に紛議を惹起せしならむこと推想に難くない。現に前掲の『唐會要』の記載の中に於ける文宗の太和五年の太府寺の上奏に、度量衡器の検査を證する印は楷書なるが、近頃はこれを偽造して検査を受けずして私に偽造印を以て検査終了を證する風が盛であるから、敢て印を改め篆書を以てせむことを請へる一條がある。此の現象などは法定標準度量器ならざる各種の度量器が官の目を偷みて旺に天下に行はれたる證據にして、こは獨り度量器のみに止らず、量器も衡器も然りしものと考へられる。しかもその非法定の度量衡器とても其の標準基礎には歴史的傳統ありて、一私人のみの使用せる私的度量衡器に非ざるを以て社會の或る範圍内に於ては公用せらるゝ可能性があり、これに據りて買賣貸借契約を爲しても甘んじて之に應ずる人は多々あるのである。それ故に買賣貸借契約を爲すに當り、後日の紛議を起さしめざる様に爲さむには、如何なる種の度量衡を標準として契約を結びしかを明記するに若くものはない。唐代に於て斯かる習慣が民間に於て慣行せられぬたる證據を茲に指摘し得る。それは英國々立博物館所藏スライン博士將來文書第壹四七五號紙背の契文貳拾通中の第六番目の中晚唐時代の根本史料『安環清農耕地賣渡契約文書』の如き其の一例である。

宜秋十里西支地壹段。共柒陸拾畝

東道 西渠 南壘
北武再々

唐代民間に於ける度量器使用習慣の實情と布帛測定尺の一實例

第三卷

三九

第一號

三九

未年十月三日。上部落百姓安環清。爲

突田債貪不辨輸納。今將前件地。

出買與同部落人武國子。其地畝別

斷作斛斗漢斗壹碩陸斗。都計麥壹拾

伍碩粟壹碩並漢斗。一賣已後。一任武

國子修營佃種。如後有入忤視認。

一仰安環清。割上地佃種與國子。其地

及麥。當日交相分付。一無懸欠。一賣已後。

如若先翻悔。罰麥伍碩。入不悔人。

已後若 恩赦安清。罰金伍兩納入

官。官有政法。人從視契。兩共平章。畫指爲記。

地主 安環清 年廿一

師 正燈

二十五日 安環清 母 張良 見

押夫 安恒子

右の文契の氏名の傍の墨點は花押指畫にして當時の習慣により左手中指の關節を示したものである。之には農

耕地賣渡文書たるに拘らず買與と買の字を使用してある。方今の邦俗よりすれば正に賣與と謂ひたいが、支那人の考にては買賣はその關係者兩人が各自の立脚地より謂ふ時、一人は買方で一人は賣方であるが、買賣の對象と爲れる物貨の立脚地より謂へば單に其の物貨の一移動にか過ぎず、買はれて行くことは即ち賣られて行く事である。物貨本位に書けば買賣兩字その何れを用ひても支障無い譯で、此の考の徹する所遂に物貨の買賣移動を意味する文字として售の字が慣用せられ售の一字に買ふと賣るとの兩訓を生じて居る程である。故に此の契文に買與とありても早計に之を誤字なりと断定し難く、寧ろ以て中晚唐時代の俗語の習慣を知るべき貴重なる史料と目すべきであらうと思ふ。同様の考は貸借に於ても存してゐた。此の『安環清農耕地賣渡契約文書』に畝別の地價を定めて漢斗壹碩陸斗と明記せるが、此の漢斗とは申す迄もなく支那中原通行の量器に據る容量の意である。沙州燉煌縣地方は支那の西陲絕塞の郷にして、西域系統の諸民族も夥多しく雜居してゐたから、當に支那傳統の度量衡のみならず、西域系統のそれも各種行はれてゐて、標準を異にせる各種の度量衡が混用されてゐたこと此の文句より推察して甚だ明確であると思ふ。此の際安環清は唐政府の法定標準量器を以てする壹碩陸斗を以て農耕地一畝の價額と定めて武國子と買賣契約を結びたるなれば、その買賣取引の行はれて後に、標準を異にする西域系統の量器を以て武國子より損得如何に關する異議の起らむことを未然に防止する爲に、また武國子としても、後日に安環清より量器の如何より異議紛争を生ぜしめざらむが爲に、雙方合議の上でそのことを茲に明文としたのであること申す迄もない。これは買賣契約の場合に於ける一例であるが、貸借契約に於ける一例を指摘すれば同じく英國之立博物館所藏スタイン博士將來文書第壹四七五號紙背唐代文契貳拾通の中の第拾壹番目の『靈圖寺人戶索

滿奴便靈圖寺佛帳麥契文』を擧げ得る。

□□四月廿二日。當寺人戶索滿奴。爲無斛斗。

□留寺仏帳物内。便麥兩碩。並漢斗。其麥請

□月末還足。如違時限。其麥請陪。仍任下學

□資雜物。用充麥直。如身東西。一仰保人

□無信。故立此契。書紙爲記。

便麥人 索 滿 奴 年

保 人 解 沙 年 廿

見 人 僧 惠 眼

□僧惠眼便麥兩碩。如依前不納。其麥請還

見 人 宋 周 興

見 人 僧 神 寶

見 人 僧 道 珎

右も中晚唐時代の根本史料で、第三行目の陪の字は倍の音通當字である。第二行目の便の字は駢便などとも慣用せられる例ありて『支那學』第拾卷第參號に掲ぐる拙稿『燉煌發見文書に據る中晚唐時代の佛教寺院の錢穀布帛類貸附營利事業運營の實況』の中に逐録紹介したる『百姓翟米老便靈圖寺佛帳麥契文』『沙州寺戶嚴君便靈圖寺

佛帳麥契文』などに之を見るもので、便與と使用せる例は同じく右拙稿中に紹介録したる佛國々立圖書館所藏燉煌文書第參七〇號の『公廩麥粟出便與人錄殘卷』に之を見、本朝現代語に所謂「融通する」の意の中晚唐時代に於ける俚俗語である。此の『靈圖寺人戶索滿奴便靈圖寺佛帳麥契文』に於ても借る所の寺有の麥は支那の量器を以てする兩碩なりと明記してある。此の種の類文は佛國々立圖書館所藏燉煌文書第貳六八六號の『普光寺人戶李私々便靈圖寺常住麥粟契文』、同第參七參〇號紙背の『未年四月三日百姓吳瓊岳便永壽寺粟捌碩契文』などの多數の諸契文に存し、或は漢斗、或は漢斗、或は漢升などとして現はれて居る。試に吳瓊岳のものを例示すれば、

未年四月三日。紇骨薩部落百姓吳瓊岳。爲_二糧用_一。今於_二永壽寺僧_一□□。便_二

□□粟漢升捌碩。其粟請_二限至_一秋八月末_二途納_一。如違_レ限。統一任_二掣_一奪家資雜物等_一。用充_二粟直_一。中間身不_レ在。一仰_二保人等_一代納。恐_二人無_レ信。故立_二此契_一爲_レ憑。

便粟人 吳瓊岳 保人 男息子 保人 僧靈俊
保人男 悉領終 五月十一日吳瓊岳飯豆兩碩捌升
保人男 鍾愛 保人 僧

未年四月四日。紇骨薩百姓龍華子便_二捌斗貳勝_一。華子洛男

右にては漢升とある。升の字を勝に作るは我が正倉院文書でも見る所である。此等の諸例は遺存する稀觀の根本史料の關係上、支那系・西域諸國系の各種の標準を異にする度量衡の混淆併用せられてゐた沙州燉煌地方のこと

唐代民間に於ける度量器使用習慣の實情と布帛測定尺の一實例 第三卷 四三 第一號 四三

とて、大體は支那系度量衡に據るか西域系のそれに據るかを明記するに止まれるも、支那中原に於て唐の法定標準度量衡以外に各種の標準を異にする傳統的習慣的支那度量衡が民間にて慣行せられ、前掲の『唐會要』所見の文宗の太和五年皇紀一四九一年西紀八三一年の太府寺の上奏に見ゆるが如き官印偽造を以て太府寺金部の斗秤量尺の検査を偽らむとするが如き實情に於ては、各種の度量衡が民間に慣行せられて、老獪なる高賈輩が買賣貸借契約を結ぶ際に其の差あるを利用して常に自己に有利なる様に利用したものと考へられるから、支那中原に於ける買賣契約貸借契約などの契文が今日不幸にして遺存し居らざる爲、その證據を指摘して之を論定し得ざるが、恐らくは燉煌發見の諸契文に見るが如く、確實入念なる諸契約文契を交換するに當りては、何種の度尺・何種の量斗・何種の衡秤を以て之を契約すると一一明記したるものであらうと思はれる。燉煌發見文書の中にも支那系・西域系の度量衡の別に非ずして、その契約を爲すに當りて使用せる度量器の如何なる種のものなるかを明示せるものあること後に紹介する通りなれば、これより類推して支那中原の民間に於ける度量器使用習慣の實情——量器並に衡器の場合に於ても全く同様の事情に在つたと想像せられる——の略ぼ如何なるものなりしかを推想し得ると思ふ。即ち唐政府の法定標準度量器は儼として法定せられて居り、政府・官署關係の收納・支出は儼として之に據れるに拘らず、民衆相互間の私的買賣貸借に於ては法定のものを以てするものあり、非法定の傳統的慣行的のものを以てするものあり、其の間老獪なるものはこれを悪用して、差より生ずる利益を貪りしもので、其の結果往々にして買賣貸借契約の文契に於て、契約の際に據る所の度量衡の標準の種類を明記することが行はれたのである。